

川崎市交通環境配慮行動メニューを改定しました！！

川崎市では、地域の大气環境の改善及び地球温暖化防止に向け、事業者の自主的な交通環境配慮の取組を促進することを目的に「川崎市交通環境配慮行動メニュー（以下「行動メニュー」という。）」を平成 19 年度に作成し、臨海部の事業所を中心に普及啓発を行ってきました。

このたび、エコ運搬制度の施行や新たな自動車 NOx・PM 総量削減計画の策定等を踏まえるとともに、環境にやさしい自動車の利用法について、より積極的な実施を促すため行動メニューの改定を行い、内容の充実を図りました。

今後は、この行動メニューの周知を図り、自動車による環境負荷の低減を促していきます。

行動メニューの概要

大气環境の改善や地球温暖化防止のために、環境にやさしい自動車の利用法について、15 項目の行動メニューをまとめています。



改定の要点

○重点項目の創設

大气汚染物質及び温室効果ガスの削減等、環境配慮に向けた取組をより積極的に実施するよう促すため、環境負荷の低減に向け、特に重要と考えられる取組を 7 つの重点項目としました。

○メニューの充実及び新規メニューの作成

エコ運搬制度*の施行や新たな自動車 NOx・PM 総量削減計画の策定を踏まえ「エコ運搬制度に係る取組実施」、「二酸化窒素高濃度情報に基づく迂回」等、従来のメニューの充実を図りました。

また、エコドライブについて、貨物自動車使用時における取組に加え、マイカー使用時における取組を促すため新規に「マイカーでのエコドライブ」を追加しました。

今後の対応

行動メニューについては、関係する事業者等に配布するとともに、ホームページに掲載いたします。

また、各種届出時や立入調査時、講演会等の機会をとらえ内容について説明を行い、周知を図ることにより、自動車による環境負荷の低減を促していきます。

<行動メニュー項目>

- 1 **【重点】エコ運搬制度に係る取組実施**
- 2 **【重点】低公害・低燃費車等の導入**
- 3 **【重点】マイカー通勤の抑制**
- 4 **【重点】マイカーでのエコドライブ**
- 5 **【重点】業務用車両でのエコドライブ**
- 6 **【重点】高速湾岸線の積極的な利用**
- 7 **【重点】二酸化窒素高濃度情報に基づく迂回**
- 8 環境関連認証の取得
- 9 環境負荷軽減に向けた物流対策の取組の公表
- 10 運行管理の実施
- 11 車両の整備や点検の確実な実施
- 12 出入車両の調整
- 13 事業所内でのアイドリングストップの推進
- 14 物流効率化の推進
- 15 モーダルシフトの実施

※エコ運搬制度

市内の荷主・荷受人が、貨物の運搬や購入などの際、運搬にかかわる事業者がエコ運搬（環境に配慮した運搬）の実施を書面などで要請する制度のことです。

エコ運搬とは、以下の 3 項目を実施することをいいます。

- ・エコドライブの実施及びエコドライブを行う旨の表示
- ・自動車 NOx・PM 法の車種不適合車の不使用
- ・低燃費・低公害車の積極的な使用

問合せ先：環境局環境対策部交通環境対課
担当：小塚 電話：200-2529（内線 30301）